

挑戦する若者への一打支援、 未来へのスイングをサポート



令和6年度ジュニアゴルファー育成支援
助成金募集要項



一般財団法人
KP-NEXTみらい財団

1.財団概要

(1)法人概要

法人名	一般財団法人 KP-NEXTみらい財団
代表理事	宇佐見 潔
設立年月日	令和6年4月26日
住所	東京都港区芝大門2丁目1番2号 山口ビル5階
URL	https://kp-next.org

(2)事業目的

当財団は、ジュニアゴルファー育成に関する事業を行い、我が国における健全なジュニアゴルファーの育成及びゴルフ文化の浸透に寄与することを目的とする。

(3)役員名簿

代表理事	宇佐見 潔	株式会社けんせつパーク 代表取締役
理事	千葉 大介	医療法人バディ 本部長
理事	中村 和広	歯科医/医療法人せりがや会 理事長
監事	栗村 圭吾	税理士/みのり税理士法人 代表社員



2.代表理事挨拶

当財団は、若い世代のゴルファーたちがスポーツを通じて成長し、夢を追い求める一助となることを目指しています。

ゴルフは単なるスポーツにとどまらず、キャラクターの形成や仲間との協力、競技スピリットの醸成においても非常に有益な経験を提供します。私たちはその価値を理解し、ジュニアゴルファーたちが健全な心身を育み、将来の社会でのリーダーシップを発揮できるよう支援してまいります。

当財団の活動は、単なるゴルフ技術の向上だけでなく、キャラクター形成や社会性の向上に焦点を当てています。ジュニアゴルファーたちがゴルフを通じて学ぶ団結力や誠実さは、彼らが成熟した個人として、そして社会への貢献者として成長するための土台となるものであります。

彼らにより良いプログラムや機会を提供し、ジュニアゴルファーたちが夢に向かって歩みを進めることを目的とし活動して参ります。

一般財団法人 KP-NEXTみらい財団

代表理事 宇佐見 潔



3.ジュニアゴルファー育成支援助成金募集要項

当財団では将来を有望視される18歳以下のジュニアゴルファーに対して、更なる成長のための助成対象期間内にかかる競技活動の費用を全部または一部を助成します。

① 応募条件

- ・日本国内に在住で将来、世界大会やオリンピック、パラリンピック出場等を目指すジュニアゴルファーであり、2024年4月1日時点の年齢が18歳以下とします。また、プロアマは問いません。
- ・直近5年以内に国内外の大会に出場経験があること(大会の規模は問いません)
- ・ゴルフ競技を継続し、または技術能力を向上するにあたり、深刻な資金不足の状況にあること
- ・親権者の同意が得られ、助成金を適切に管理を行うことができる保護者がいること

※保護者とは、父母兄弟、または伯叔父、伯叔母等の中から20歳以上の者、並びに未成年後見人とします。

② 助成金額

交付する助成金の限度額は、上限は50万円とします。

助成金額は、選考委員会での選定を経て当財団理事会の決議により決定いたします。

③ 助成対象期間

助成対象期間は、2024年4月1日から2025年3月31日までに行う競技活動を対象とします。

④ 助成金の主な用途

科目	主な用途
謝金	外部コーチ、メンタルトレーナー、トレーナー、栄養士等に対する謝礼金 ※被助成者と生計を一にする親族への謝金は助成対象外とする。 謝金の詳細は謝金規程をご確認ください。
旅費交通費	活動に必要な旅費、交通費、宿泊費等
備品消耗品費	活動に直接必要なゴルフ用具・什器・機器備品・文具等の購入費用 但し、自宅等で恒常的に使うことを目的とした備品の購入費用(パソコン、コピー機、デジタルカメラ、プリンター等)は除く
制作費	活動に直接必要なユニフォーム・競技用衣装等の制作費用
通信費	活動に必要な郵送、宅配便等の費用
教育費	ゴルフスクール・セミナーの受講料など
会場費	会場使用料に関わる費用等
その他	上記経費項目以外の交付対象活動に直接的に関わる経費

※謝金・旅費交通費は当財団の定める規程に準じていただきます。詳細は別表をご参照ください。

⑤ 応募方法

下記の書類を当財団事務局までE-mailもしくは郵送にて送付してください。

応募書類

- 1.助成金申請書
 - 2.助成金使途内訳書
 - 3.家計支持者の収入を証明できる書類(前年度分の源泉徴収票など)
 - 4.大会での成績がわかる証明など
 - 5.同意書兼誓約書(保護者記入)
- ※1, 2, 5は当財団のホームページより様式をダウンロードしてください。

⑥ 応募・お問い合わせ先

応募

〒105-0014

東京都港区芝大門2丁目1番地2号 山口ビル5階

一般財団法人 KP-NEXTみらい財団 事務局宛

E-mail:info@kp-next.org

※書類持参での受付は行っておりません。

※お電話ですと、どうしても担当者が不在の場合等、ご対応がすぐにできかねる為、応募者の皆様に確実にご対応させて頂くため、メールにてお問合せをお願いいたします。

⑦ 申請期間

2024年6月1日(土)～7月31日(水)まで ※当日必着

⑧ 選考

書類選考を行った後、外部有識者を含む選考委員会に諮り、理事会の決議を経て、助成対象者ならびに助成金額を決定します。なお、応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

⑨ 選考基準

- ・全国規模の連盟競技会に出場、あるいは地域連盟競技会等で優秀な成績を収めているか
- ・ゴルフ競技を継続し、または技術能力を向上するにあたり、深刻な資金不足の状況にあるか
- ・将来の目標や夢が明確に描けているか

⑩ 結果通知

選考結果については、当財団事務局から文書にて通知します。応募書類は返却できません。なお、応募書類に記載されている個人情報、個人情報保護に関する法律の趣旨に基づき、厳重に管理します。

⑪ 助成金の交付

被助成者に決定した後、保護者の指定の銀行口座に助成金を振り込みます。

⑫ 被助成者及び保護者の義務

助成金の受給を受けた方には申請の予定通り、速やかに事業を遂行していただきます。

- (1) 受給した助成金は、善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した競技活動以外への利用はしないでください。
- (2) 助成金の申請内容を変更したいときは、助成金交付申請変更届にてその旨を当財団に申し出て承認を得てください。
- (3) 申請した競技活動が中止になった場合や重複しての受給となることが判明したときは、助成金交付申請変更届にて取り下げ申請を当財団に遅滞なく届け出てください。
- (4) 競技活動の完了後、1ヶ月以内に完了報告書を提出してください。なお、報告書には、請求書、支払先や支払金額が明記された領収証もしくは収支計算書等のコピーを必ず添付してください。
- (5) 助成金交付事業の適正な執行のために必要がある場合は、当財団から状況報告を求め、または帳簿書類等の調査を行う場合があります。

⑬ 助成金の交付決定の取り消し及び返還

公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠ったその事実が判明したときは、助成金の交付の決定を取り消し、すでに交付した助成金があるときはその一部もしくは全部を返還していただきます。

- (1) 被助成者及び保護者が当財団が定める助成金実施規程に違反したとき
- (2) 被助成者及び保護者が決定された競技活動以外の用途に助成金を使用したとき
- (3) 被助成者及び保護者が決定された競技活動に関して不正、怠惰、その他不適当な行為をしたとき
- (4) 被助成者及び保護者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (5) 被助成者及び保護者が助成対象期間内に申請した競技活動を完了しなかったとき
- (6) 被助成者及び保護者が助成金の交付に際し当財団から特別に依頼した内容または条件に違反もしくは従わなかったとき
- (7) 決定後に生じた事情により、決定された競技活動の全部または一部を継続する必要がなくなったとき

【別表】

ジュニアゴルファー育成支援助成金 使途項目

(1)旅費交通費、謝金の主な使途

項目	区分	細目	支払内容	
旅費交通費	鉄道賃	在来線	実費を支給する。	
		特急(座席指定)	100Km以上の場合、支給する。	
		急行料金	50Km以上の場合、支給する。	
		グリーン料金	支給しない。	
	国内宿泊	宿泊費	実費を支給する。但し上限15,000円 ※宿泊証明又は領収書を添付	
		日当	1日 2,000円	
	海外宿泊	宿泊費	旅費規程により支給する。 ※領収書と渡航時のレートを添付	
		日当	旅費規程により支給する。	
	※飛行機や新幹線等の公共交通機関を利用した際は、始点・着点・移動目的・移動された方の属性を領収書に明記してください。			
	車両費	ガソリン代	始点・着点・移動目的を明記し、走行距離km×20円で計算してください。	
高速料金		有料道路料金は、出入口名を領収書に明記してください。 ETCを利用した際は、利用証明書(インターネット等で入手可)等内訳が分かる書類を提出してください。		
航空賃		運賃の等級を区分する航空路による旅行の場合においては、最下級運賃とする。		
謝金	コーチ、メンタルトレーナー、トレーナー、栄養士等(有資格者)	謝金(1時間)	上限20,000円	
		日当	上限50,000円	
		旅費交通費	当財団が定める旅費規程に準じます。	

※謝金の詳細は謝金規程をご確認ください。

(2)助成対象とならない経費

費目	具体的な使途
管理費	活動の拠点となる自宅の家賃・光熱費・通信費(電話代・Wi-Fi利用料含む)
備品消耗品費	自宅等で恒常的に使うことを目的とした備品の購入費用(パソコン、コピー機、デジタルカメラ、プリンター等)
協賛金	協賛金やそれに類するもの
その他	商品券や図書券等の金券
	※外部コーチ・ボランティア・審判等に対する謝礼金の代替として、商品券や図書券等の金券で支給する場合も対象外です。
	遠征先での食事代
	領収書がないもの
	競技活動に直接関係のない費用



一般財団法人
KP-NEXTみらい財団

